



ヘルメット、かぶっていますか？

～全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用が努力義務に～

道路交通法の改正により、**全ての**自転車利用者に対して、**ヘルメットの着用が努力義務**となりました。(令和5年4月1日施行)

交通事故の被害軽減のためには、頭部を守ることが重要です！

- 自転車事故で亡くなられた方の**約6割**が**頭部**に致命傷を負っています。
- 非着用**の場合、着用時に比べ自転車事故における**致死率**が**約4倍**高まります。
- 自転車を利用する際は、**命**を守る**ヘルメット**を着用しましょう！
- ヘルメットは**安全基準**に**適合**したもので、頭の**サイズ**に合ったものを選びましょう！

ヘルメット着用状況別の致死率

(平成30年から令和4年までの累計・福岡県)
(注)「致死率」とは、死傷者に占める死者の割合



自転車ヘルメット非着用時の危険性 (JAFユーザーテスト)



提供: 日本自動車連盟 (JAF)



後部座席のシートベルト、着けていますか？

～後部座席のシートベルト着用の義務化から約15年～

一般道路も、高速道路も、後部座席のシートベルト着用は**義務**です。

福岡県内の着用率は、一般道路は2割台、高速道路は7割台

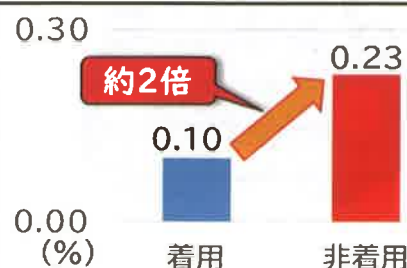
※令和4年警察庁、日本自動車連盟調査結果

- 後部座席シートベルト**非着用**による**死亡事故**が発生しています。
- 後部座席シートベルト**非着用**の場合、着用時に比べ**致死率**が、一般道路で**約2倍**高まります。
- 車に乗る**全ての**人が、シートベルト・チャイルドシートを正しく使用しましょう！

※**6歳未満の幼児**を車に同乗させるときは、チャイルドシートの着用が義務付けられています。

後部座席シートベルト着用状況別の致死率

(平成30年から令和4年までの累計・福岡県)
(注)「致死率」とは、死傷者に占める死者の割合



後部座席シートベルト非着用時の危険性 (JAFユーザーテスト)



提供: 日本自動車連盟 (JAF)



第35回交通安全フォトコンテスト入賞作品



交通事故をなくす福岡県県民運動本部【福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか】



春の交通安全県民運動

運動期間 令和5年

5月11日(木)～5月20日(土)

5月20日(土)は

交通事故死

ゼロ

を目指す日です！

こどもを始めとする
歩行者の安全の確保

横断歩行者事故等の
防止と安全運転意識
の向上

自転車のヘルメット
着用と交通ルール遵守
の徹底

飲酒運転の撲滅

春の交通安全県民運動実施要綱

重点 こどもを始めとする歩行者の安全の確保

運転者・歩行者は

- 横断する時は、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。
- 近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、青信号で横断する際も左右の安全確認をしましょう。
- 歩きスマホはやめましょう。
- 高齢歩行者は、加齢に伴う、身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践しましょう。

家庭・地域・職場では

- 通り慣れた道路の危険箇所や身近におきた交通事故等について話し合い、一人一人が安全行動に努めましょう。
- 街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。
- こどもや高齢者の特性を理解し、歩行者の安全確保に努めましょう。
- 反射材用品等の視認効果や使用方法について確認し、着用を呼び掛けましょう。

実施機関・団体では

- 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。
- 街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。
- 自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を推進しましょう。



重点 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

運転者・歩行者は

- 横断歩道に横断者がいる時は、一時停止して横断者を優先させましょう。
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう。
- 全ての座席でシートベルト着用は義務です。着用を徹底しましょう。
- 高齢運転者は、身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。

家庭・地域・職場では

- 横断歩道手前での減速義務や横断道における歩行者優先義務について周知しましょう。
- 「ながら運転」の危険性・迷惑性について話し合いましょう。
- シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性について話し合いましょう。
- 街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。

実施機関・団体では

- 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。
- 交通死亡事故の発生状況を周知するなど、特徴を踏まえた交通安全教育を推進しましょう。
- セーフティ・サポートカーなどの普及を促進しましょう。



重点 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

運転者・歩行者は

- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。(※)
- 自転車を利用する際は、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車保険に加入しましょう。
- 自転車は車両です。見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止しましょう。

家庭・地域・職場では

- 「ながら運転」の危険性・迷惑性について話し合いましょう。
- 家庭、職場でヘルメットの着用を呼び掛けましょう。
- 従業員に対して安全利用に関する指導や業務で使用する自転車の保険加入状況について確認しましょう。
- 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。

実施機関・団体では

- 福岡県自転車条例の周知に努めましょう。
- 自転車の交通ルール遵守、マナーアップを図る広報啓発活動を推進しましょう。
- 全ての年齢層へのヘルメット着用を促進する広報啓発活動を推進しましょう。



重点 飲酒運転の撲滅

運転者・歩行者は

- 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。
- 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。
- 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。
- 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。

家庭・地域・職場では

- 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。
- 飲酒運転を防止するため、通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みましょう。
- 運転前後の従業員に対し、酒気帯びの有無を確認しましょう。
- アルコール検知器を活用しましょう。

実施機関・団体では

- 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。
- アルコールが運転操作に与える影響やアルコールの分解に要する時間等について理解を深める交通安全教育を推進しましょう。
- 飲酒運転撲滅宣言企業(宣言の店)に登録し、「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。



※自転車安全利用五則(令和4年11月1日改定)

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用